

令和7年度

湯浅町観光バス誘致促進事業助成金

目的

令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に、湯浅町内の団体旅行を実施する旅行業者様に対し、予算の範囲内で助成を行います。

※助成金交付の要件については、「湯浅町観光バス誘致促進事業助成金交付要綱」をご参照ください。

助成額

団体旅行1回につき **10,000円** 助成します。

助成金交付までの事務的な流れ

申請者
(旅行業者)

湯浅町ふるさと振興課

① 交付申請

【提出書類】

- ・ 交付申請書 (様式第1号)
- ・ 旅行行程表

② 交付決定通知

③ 団体旅行の実施

④ 実績報告

【提出書類】

- ・ 実績報告書 (様式第5号)
- ・ 町内で1万円以上消費したことが確認できる書類 (領収書等の写し又は支払金額証明書)
- ・ 旅行行程表及び参加人数が確認できる書類

⑤ 助成金額の確定通知

⑥ 助成金の交付請求

【提出書類】

- ・ 助成金交付請求書 (様式第8号)

⑦ 助成金の交付

お問合せ先

和歌山県湯浅町ふるさと振興課商工観光係 [〒643-0004 和歌山県有田郡湯浅町湯浅1982]

TEL: 0737-64-1112 FAX: 0737-22-6500 Mail: kanko@town.yuasa.lg.jp